

報道機関各位

『第 3 回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

公会計整備進むも、団体間比較に課題

～新公会計制度の抜本的な見直しが求められる～

財団法人 日本生産性本部

財団法人日本生産性本部（理事長：谷口恒明）・自治体マネジメントセンターは、この度「第 3 回地方自治体の新公会計制度の導入状況及び財政状況に関するアンケート調査」結果を発表した。

この調査は、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）に基づく地方自治体の企業会計的な財務諸表の作成について、全国的な取り組み状況を明らかにすること及び地方自治体の財政状況に対する実感を調査するために、全国の都道府県、市区町を対象に平成 21 年 8 月～9 月に実施したものである（回収率 49.6%：都道府県 36.2%、政令指定都市 38.9%、市区 64.0%、町 36.5%）。なお、当センターでは、平成 18 年より毎年、自治体のバランスシート全国比較を行っている（結果については巻末を参照）。

調査結果のポイントは以下のとおり。

1. 財務書類の作成モデルが複数存在し、統一されていないため、他団体との比較が難しい（P3）

現在、「総務省方式（10.5%）」「基準モデル（8.3%）」「総務省方式改訂モデル（73.3%）」「独自方式（1.0%）」と複数の財務書類作成モデルが存在している。どのモデルを選択するかについては各自治体の判断によるため、各自治体が公表する財務書類を比較することは難しい状況となっている。

2. 6 割以上の団体で固定資産台帳が電子化されておらず、約 7 割の団体で有形固定資産の取得時の金額の情報がない。そのため、資産の正確な把握ができていない状況である（P13）

加えて、固定資産台帳の整備時期については半数以上が「未定」となっている。現状では半数以上の団体が固定資産台帳を財務書類に使用できる目途さえ立っていない。このように、多くの団体では財務書類を資産債務改革に役立てるのが難しい状況である。資産債務改革という目的から考えれば、まずは固定資産台帳の整備を急ぐ必要がある。

3. 有形固定資産の評価方法は、約 8 割の団体が過去の決算額の積み上げであるため、財務書類の有形固定資産額は実態とは異なっている（P9）

過去の決算額の積み上げに使用するデータ（決算統計）は、昭和 44 年度以降に作成されており、取得時の有形固定資産の情報しか把握する事ができない。昭和 43 年度以前の情報、昭和 44 年度以降の除売却資産や譲渡で取得した資産については把握する事ができない。現状、約 8 割の団体が決算統計データを使用している。

【お問合せ先】財団法人日本生産性本部 自治体マネジメントセンター 山崎・佐藤亨

TEL：03-3409-1118 FAX：03-5485-7750

HP：<http://consul.jpc-net.jp/jichitai/index.html>

【調査概要】

1. 調査対象：全国の都道府県、政令指定都市、市区及び町の各団体
2. 調査票：郵送にて配布・回収
3. 調査票配布期間：平成 21 年 8 月～9 月
4. 調査票の回収状況

	都道府県	政令市	市区	町	計
総数	47	18	788	800	1653
回答数	17	7	504	292	820
回収率	36.2%	38.9%	64.0%	36.5%	49.6%

回収率の分母は平成 21 年 9 月 1 日現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数村においては財務諸表作成団体が特に少ないため、アンケート対象外としている

【財務諸表作成の方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・総務省方式：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成 12 年及び平成 13 年 3 月）で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書（財務諸表）を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。総務省によれば、平成 19 年 3 月 31 日現在、普通会計のバランスシートを作成しているのは都道府県 100%、政令市 100%、市区 79.9%、町村 45.7%となっている。また、普通会計の行政コスト計算書を作成しているのは都道府県 100%、政令市 100%、市区 60.5%、町村 22.7%となっている。
- ・基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法	現存する固定資産を全てリストアップし、公正価値により評価	売却可能資産：時価評価 売却可能資産以外：過去の建設事業費の積上げにより算定
固定資産の範囲	全ての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備	段階的整備
財務書類の作成・開示時期	出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

当本部の取組み：国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 200 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行っている。

．平成 20 年度決算の作成モデルは「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が全体で 73.3%と最も多く、市区では 85.1%となっている。一方、「基準モデル」を採用する団体は 8.3%、旧来の「総務省方式」を続ける団体は 10.5%となっている

地方自治体には「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」での財務諸表の作成が要請されている。平成 20 年度決算の作成モデルについて、全体では、総務省方式改訂モデルを採用する団体が 73.3%と最も多くなっている。一方、基準モデルは 8.3%と少ない。また、旧来の作成方式である総務省方式を継続する団体が 10.5%と基準モデルを上回っている。

団体種別にみると、「総務省方式改訂モデル」を採用する団体が都道府県で 94.1%、政令市で 85.7%、市区で 85.1%と多いが、町では 51.4%となっており、旧来の作成方式である「総務省方式」を採用する団体が 25.3%となっている。これは、要請の中で「町村は平成 23 年までに作成」とされていることが影響していると考えられる。また、都道府県では「基準モデル」を採用する団体はなく、政令市では 1 団体、市区では 10.5%となっている。

図表 ．平成 20 年度決算の財務諸表（財務書類）の作成方法について（全体）

		全体	都道府県	政令市	市区	町
制度研究会 報告書方式	基準モデル	68 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	53 (10.5%)	14 (4.8%)
	総務省方式改訂モデル	601 (73.3%)	16 (94.1%)	6 (85.7%)	429 (85.1%)	150 (51.4%)
総務省方式		86 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (2.4%)	74 (25.3%)
独自方式		8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.8%)	4 (1.4%)
作成しない		41 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.6%)	38 (13.0%)
未定		16 (1.9%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	3 (0.6%)	12 (4.1%)
未回答		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計		820 (100.0%)	17 (100.0%)	7 (100.0%)	504 (100.0%)	292 (100.0%)

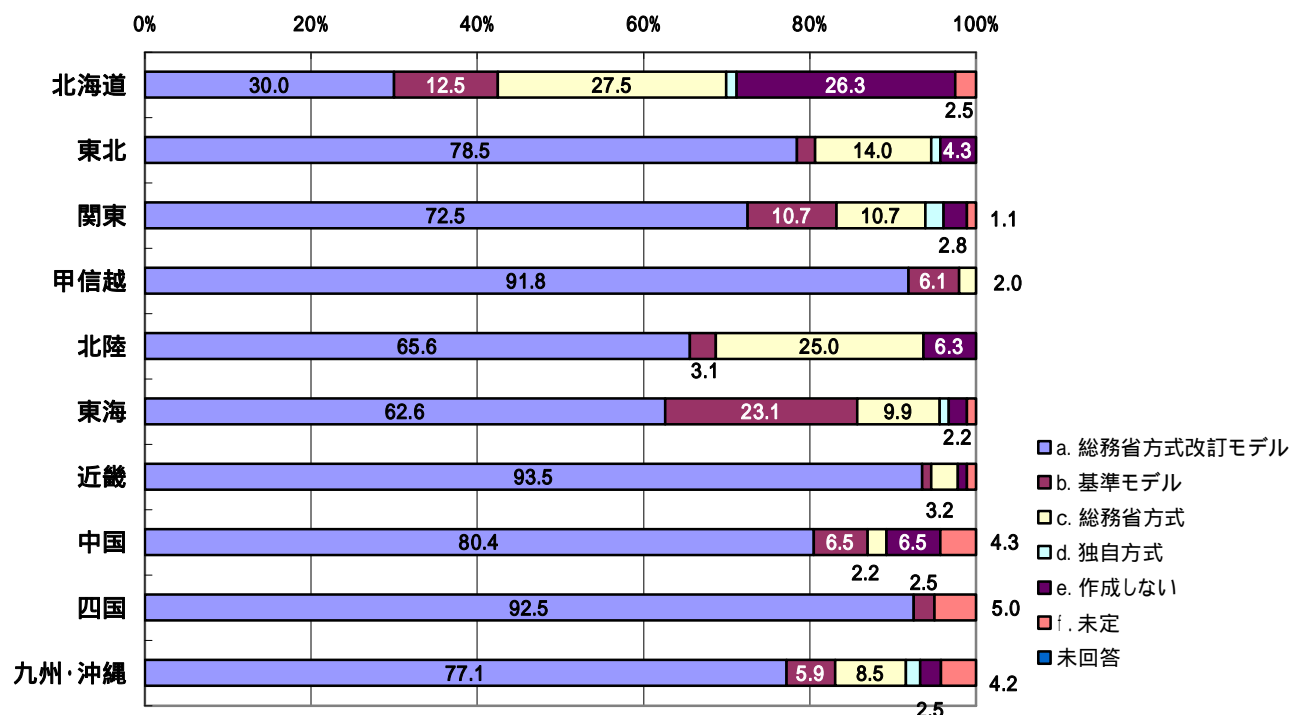
基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。

・地域別では、総務省方式改訂モデルを採用する団体が近畿地方で最も多く 93.5%、北海道地方で最も少なく30.0%となっている。一方基準モデルを採用する団体は東海地方で最も多く23.1%となっている

平成20年度決算の財務諸表（財務書類）の作成方法について、地域別に見ると「総務省方式改訂モデル」を採用する団体は近畿地方で最も多く93.5%となっており、四国地方（92.5%）、甲信越地方（91.8%）と続いている。最も少ないのは北海道で、30.0%となっている。北海道は35市、130町で構成されており（平成21年9月1日現在）、他の地域と比較しても圧倒的に町数が多い。「新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）」では、「取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年までに財務諸表の整備に取り組むこと」が要請されているため、そのことが影響していると考えられる。

「基準モデル」を採用する団体は東海地方で最も多く23.1%となっており、北海道（12.5%）、関東（10.7%）と続いている。最も少ないのは北陸地方で、3.1%にとどまっている。また、旧来の総務省方式を採用する団体は北海道で最も多く27.5%となっており、北陸地方（25.0%）、東北地方（14.0%）と続いている。最も少ないのは四国地方で、0%となっている。

図表 平成20年度決算の財務諸表（財務書類）の作成方法について（地域別）

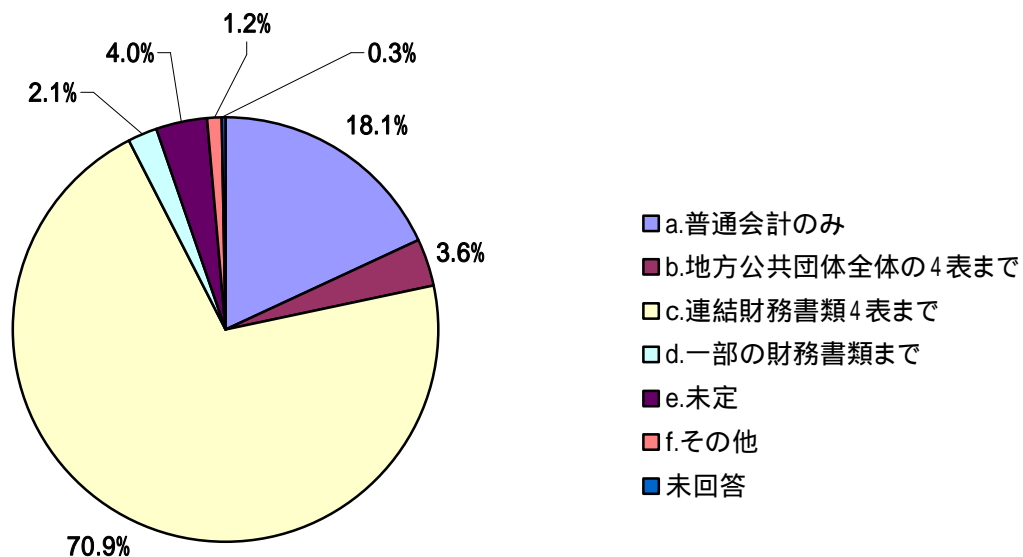


- ・財務諸表（財務書類）の作成範囲については、「連結財務書類4表まで」とする団体が全体の70.9%、「普通会計のみ」とする団体が18.1%となっている

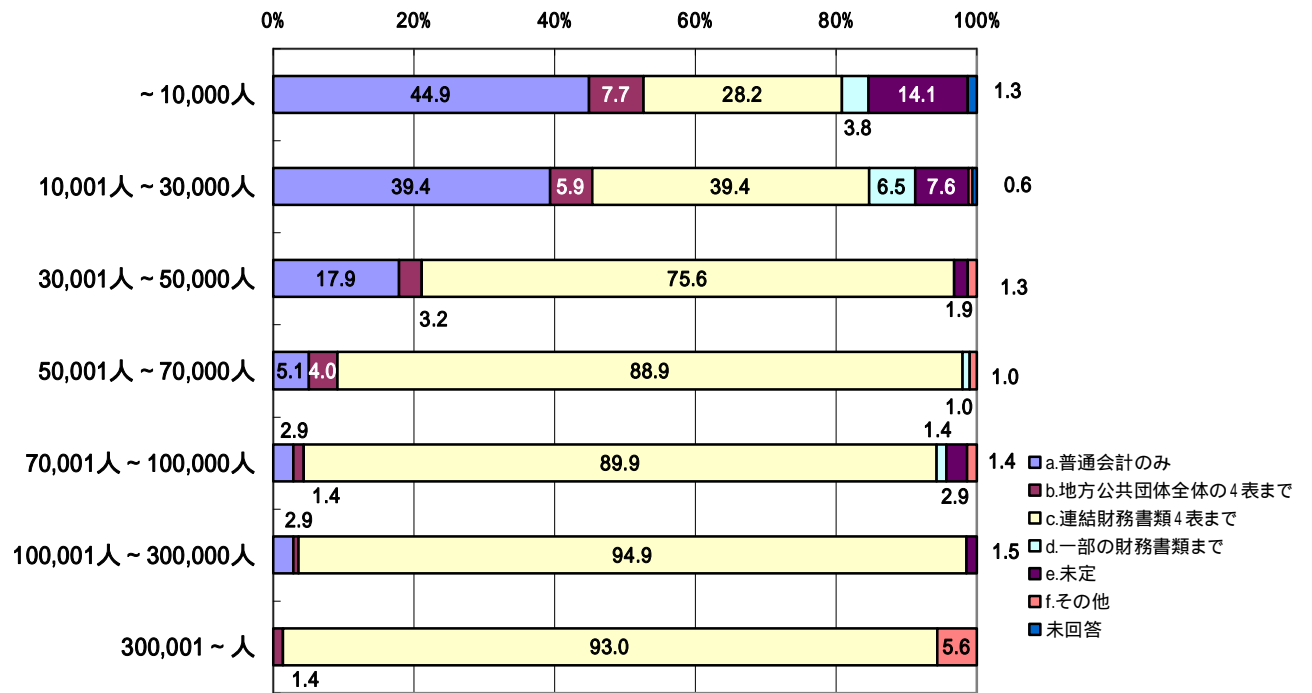
地方自治体には、財務諸表の連結ベースでの作成が要請されている。平成20年度決算の作成範囲について、「連結財務書類4表まで」とする団体は全体の70.9%、次いで「普通会計のみ」とする団体が18.1%となっている。

人口別に見ると、人口が多くなるほど「連結財務書類4表まで」とする団体が多くなっており、人口1万人以下で28.2%であるのに対し人口30万人超では93.0%となっている。また、人口が少なくなるほど「普通会計のみ」とする団体が少なくなっており、人口1万人以下では44.9%であるのに対し人口10万人超30万人以下で2.9%、30万人超で「普通会計のみ」とする団体はない。これは、要請の中で「人口3万人未満の都市は平成23年まで」とされている事が影響していると考えられる。しかし、人口3万人以上5万人以下の団体で17.9%が「普通会計のみ」の作成としている。

図表 -1. 平成20年度決算の財務諸表（財務書類）の作成範囲について（全体）



図表 -2 . 平成 2 0 年度決算の財務諸表（財務書類）の作成範囲について（人口別）



・売却可能資産の範囲について、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」とする団体が全体の40.3%となっている

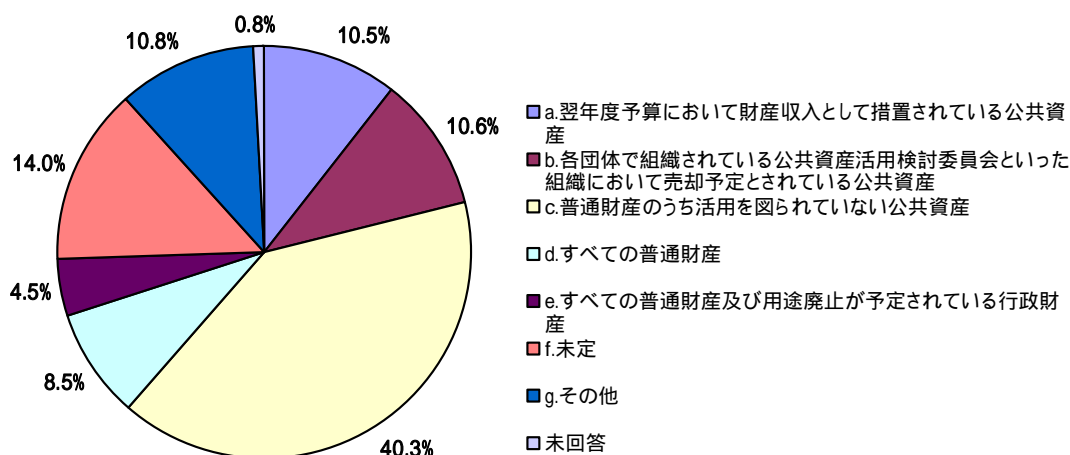
作成モデルの中で最も採用団体が多い「総務省方式改訂モデル」の売却可能資産の範囲について、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」とする団体が全体の40.3%となっている。次いで、「各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産」が10.6%、「翌年度予算において財産収入として措置されている公共資産」が10.5%となっている。

団体種別に見ると、都道府県では「各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産」が31.3%、政令市では「すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産」が33.3%、市区では「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」が43.1%、町でも同じく「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」が35.3%で最も多くなっている。

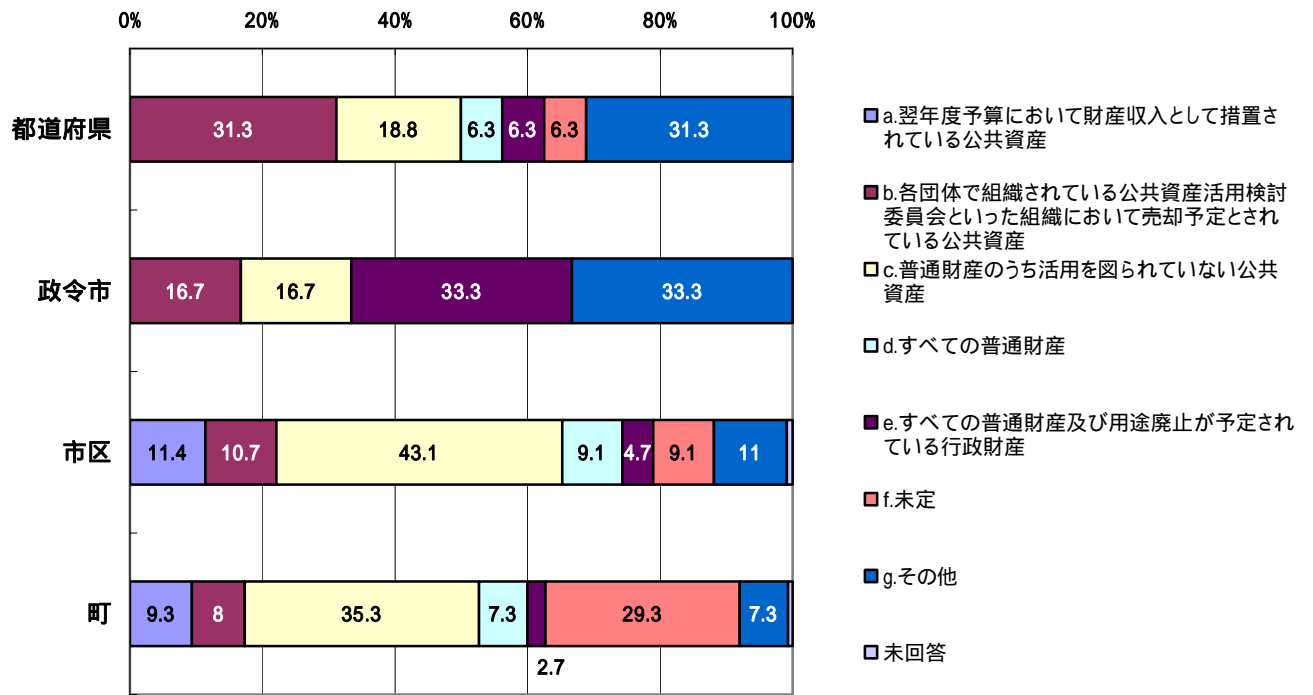
「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、売却可能資産の範囲について、原則として「現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産」、容認として「すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産」としている。しかし、実際には上記のように「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」とする団体が多い状況となっている。この「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」の中にある「活用を図られていない」か否かの判断は、自治体に任されている。

以上のように、売却可能資産の範囲が団体ごとに異なる事、最も割合が高い「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」は主観的な判断となる事から、貸借対照表を相互比較する事が非常に困難となる事が予測される。

図表 -1. 売却可能資産の範囲について（全体）



図表 -2. 売却可能資産の範囲について（団体種別）



・有形固定資産の評価について、「決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」もしくは「ほとんど決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」とする団体が全体の76.2%となっている

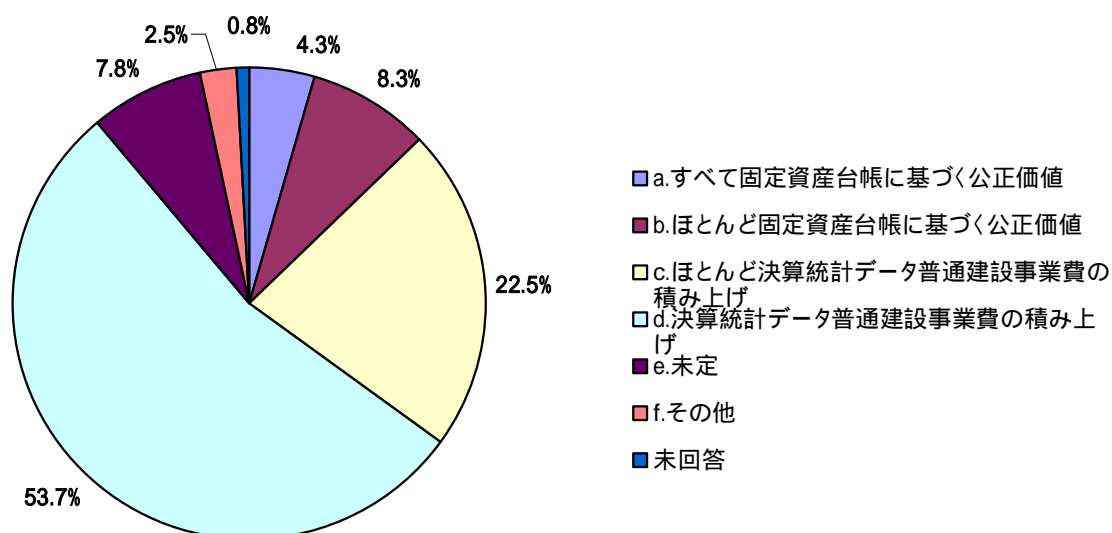
「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、有形固定資産の評価について、原則として「公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物」、容認として「昭和44年度から平成20年度までの普通建設事業費の累計額」としている。

有形固定資産の評価について、全体の53.7%の団体が「決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」とし、22.5%が「ほとんど決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」としている。つまり、全体の76.2%が決算統計データにより有形固定資産を評価している事になる。

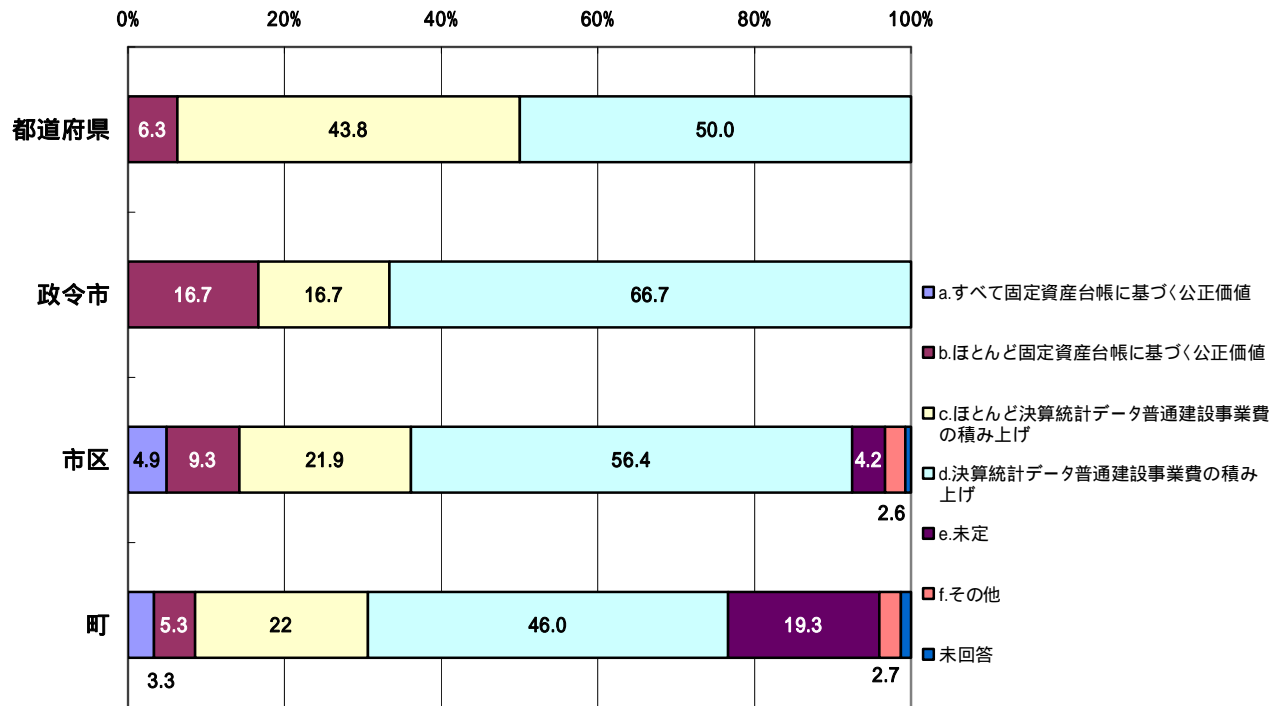
また、「決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」もしくは「ほとんど決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」とする団体を、団体種別に見ると、都道府県で93.8%、政令市で83.4%、市区で78.3%、町で68.0%と、半数以上を占めている。

「決算統計データ」は、昭和44年度以降に作成されており、取得時の有形固定資産の情報しか把握する事ができない。昭和43年度以前の有形固定資産情報、昭和44年度以降の除売却資産や譲渡で取得した資産については把握する事ができない。「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、資産負債管理を目的の一つとしている。そのために、早急に固定資産台帳の整備をすることが望ましいとされている。しかし実際には、固定資産台帳の整備はされておらず(章参照)、決算統計データを用いて評価する団体が大半を占めている。

図表 -1. 有形固定資産の評価について(全体)



図表 -2. 有形固定資産の評価について（団体種別）



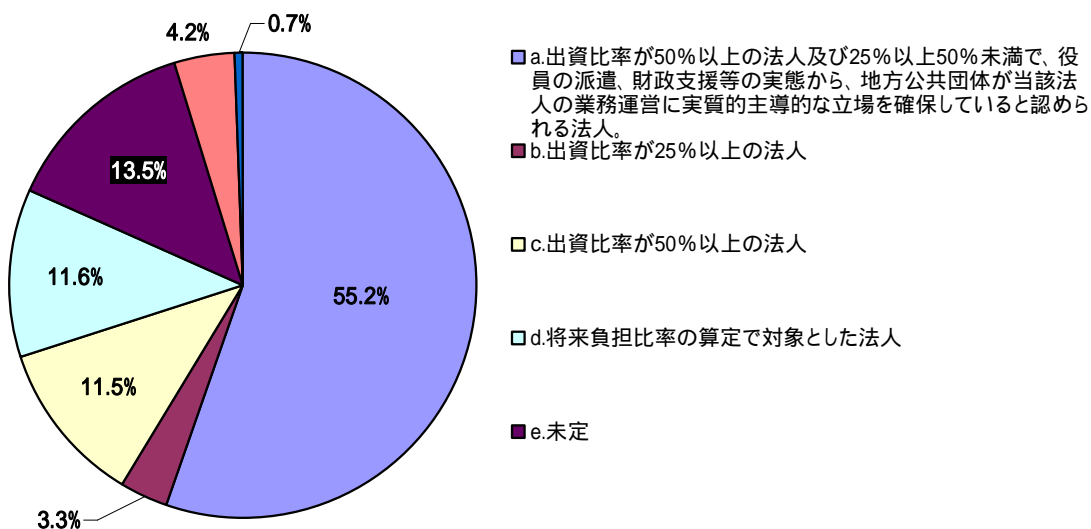
・連結の範囲を「出資比率が50%以上の法人及び25%以上50%未満で、役員
の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実
質的主導的な立場を確保していると認められる法人」とする団体は全体の
55.2%で約半数を占めている

連結の範囲について、「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示されている「出資比率
が50%以上の法人及び25%以上50%未満で、役員
の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる法人」と
する団体が、全体の約半数 55.2%となっている。「未定」を除くと、「将来負担比率の算定
で対象とした法人」が11.6%、「出資比率が50%以上の法人」が11.5%と続いている。

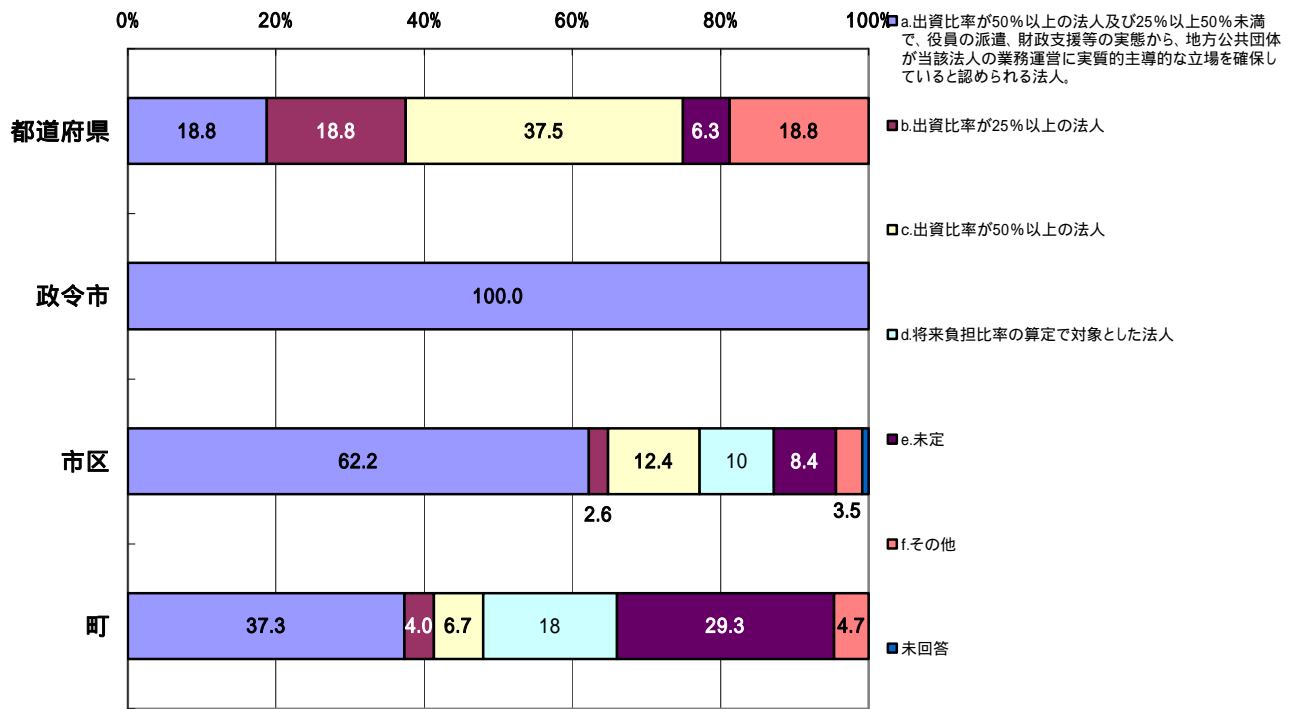
団体種別に見ると、都道府県では「出資比率が50%以上の法人」とする団体が最も多く
37.5%、次いで「出資比率が50%以上の法人及び25%以上50%未満で、役員
の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保して
いると認められる法人」とする団体が18.8%となっている。政令市、市区、町では「出資
比率が50%以上の法人及び25%以上50%未満で、役員
の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保している
と認められる法人」とする団体が最も多くなっている（政令市：100%、市区：62.2%、町：37.3%）。

地域別に見ると、「出資比率が50%以上の法人及び25%以上50%未満で、役員
の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保
していると認められる法人」とする団体が、近畿地方で最も多く74.7%となっており、中
国地方（64.9%）、関東地方（60.5%）と続いている。全体では2番目に割合の高い「将来
負担比率の算定で対象とした法人」については、北海道で33.3%と最も高く、北陸地方
（23.8%）、東北地方（21.9%）と続いている。

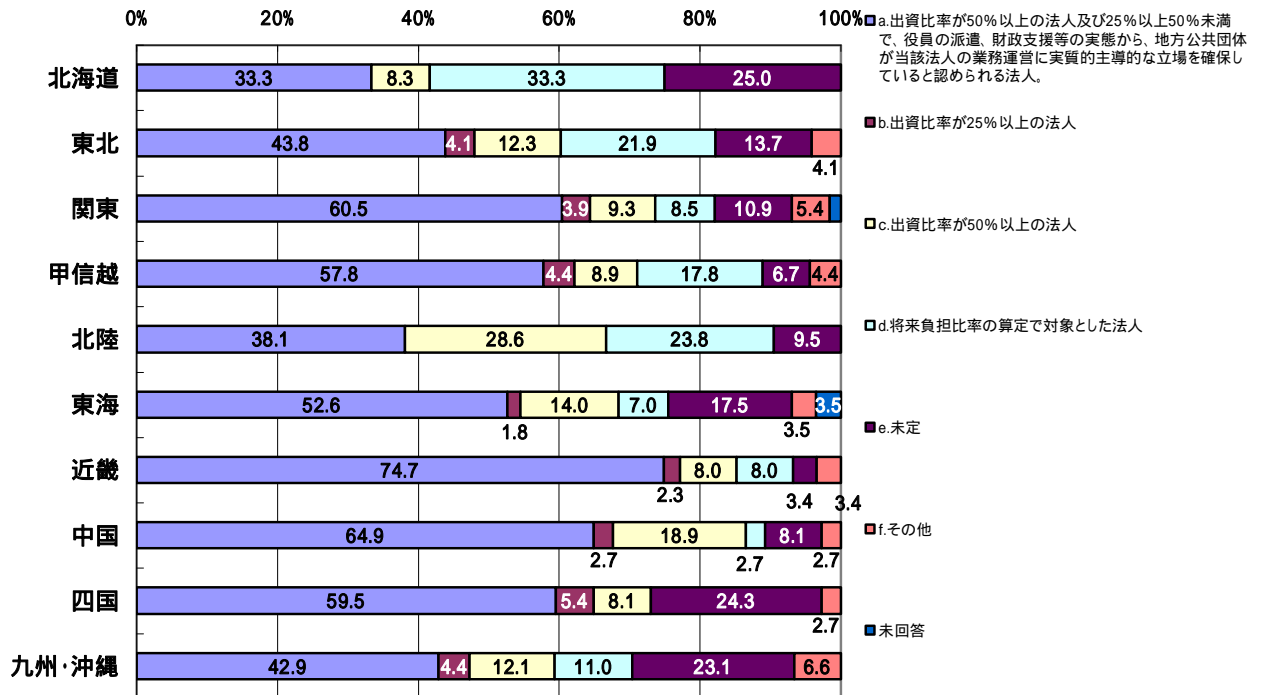
図表 -1. 連結の範囲について（全体）



図表 -2. 連結の範囲について（団体種別）



図表 -3. 連結の範囲について（地域別）

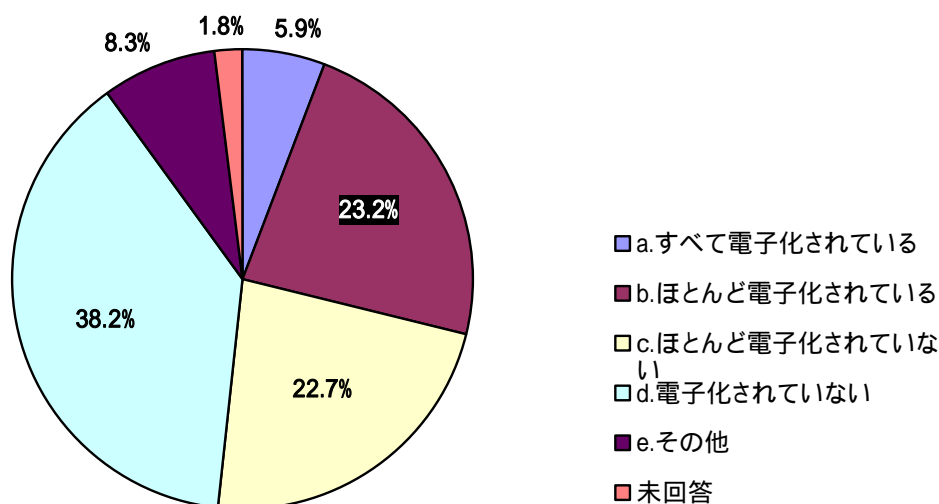


- ・土地や建物などの情報は6割以上の団体で電子化されていない。また、約7割の団体では取得時の金額の情報がない。さらに、半数以上の団体は整備する目途も立っていない

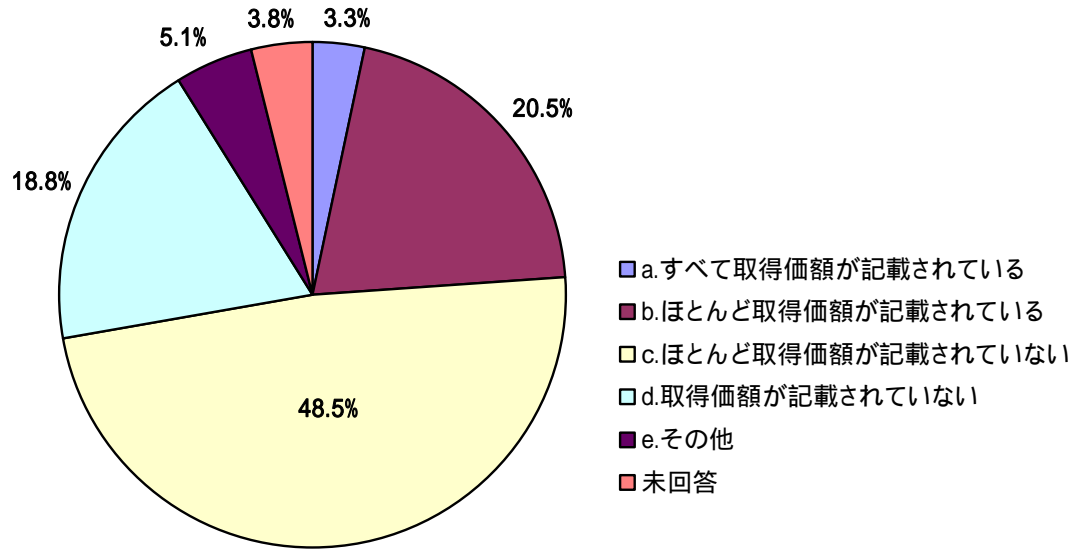
固定資産台帳（公有財産台帳）には道路や公園、学校などの固定資産に関する情報が記載されている。固定資産は原則として固定資産台帳に基づいて財務書類に計上される。しかし、固定資産台帳（公有財産台帳）は6割以上の団体で電子化されていない。「電子化されていない」と回答した団体は38.2%、「ほとんど電子化されていない」と回答した団体は22.7%となっている。また、固定資産台帳の記載情報については約7割の団体で固定資産の取得価額の情報が記載されていない。「ほとんど取得価額が記載されていない」と回答した団体は48.5%、取得価額が記載されていないと回答した団体は18.8%となっている。では約8割の団体が有形固定資産を過去の決算額の積上げで評価していると回答していた。これは、固定資産台帳が電子化されておらず取得価額の情報もないため、財務書類で使用できる状態にはないからだと考えられる。現在進められている公会計改革の最大の目的は資産債務改革にある。しかし、有形固定資産を過去の決算額の積上げで評価する場合、個別の資産管理は困難である。そのため、財務書類を資産債務改革に役立てることは難しい。

さらに、固定資産台帳の整備時期については半分以上が「未定」となっている。現状では半数以上の団体が固定資産台帳を財務書類に使用できる目途さえ立っていないと言える。このように、多くの団体では財務書類を資産債務改革に役立てるのが難しい状況が続いていく。資産債務改革という目的から考えれば、まずは固定資産台帳の整備を優先しその後で公会計改革を進めるべきではないだろうか。

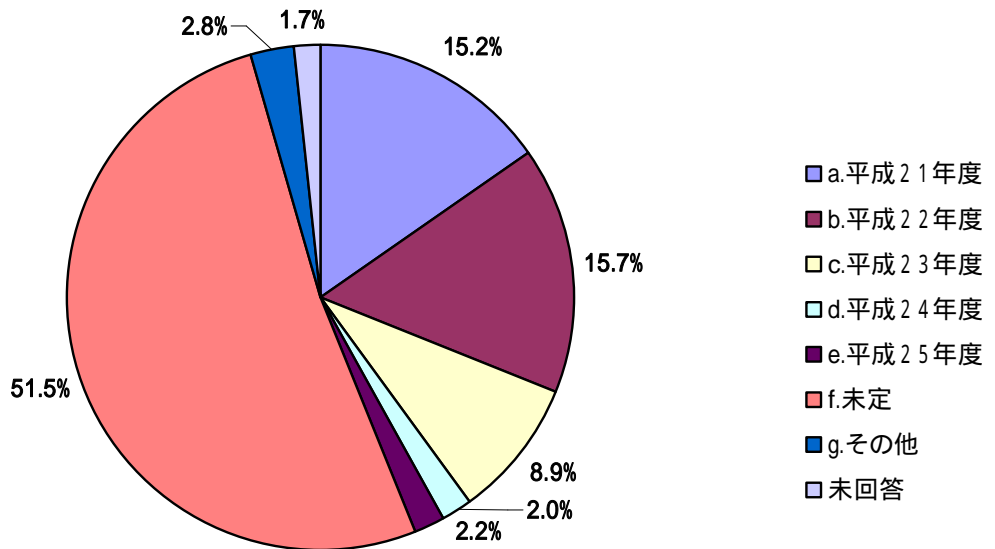
図表 -1. 固定資産台帳（公有財産台帳）の電子化について（全体）



図表 -2 . 固定資産台帳（公有財産台帳）の記載情報について（全体）



図表 -3 . 固定資産台帳（公有財産台帳）の整備時期について（全体）



・公表時期については、「12月」とする団体が26.7%、「3月」とする団体が15.5%となっており、「9月」とする団体は5.4%となっている

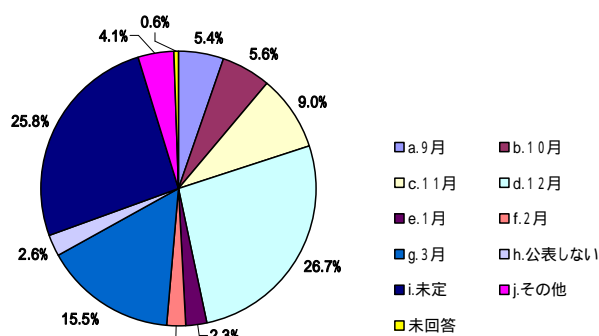
「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、財務書類の公表時期について、「9月議会終了時までの公表が望ましい」としている。しかし実際には、「12月」とする団体が全体の26.7%と最も多く、「未定」を除くと「3月」(15.5%)、「11月」(9.0%)、「10月」(5.6%)と続いている。「新地方公会計制度実務研究会報告書」で望ましいとされている「9月」については5.4%となっている。

昨年度、(財)日本生産性本部で公表予定時期に関するアンケートを行った際、「9月議会に合わせて」と回答した団体は全体の45.3%、「12月議会に合わせて」と回答した団体は20.7%であった。しかし、実際には回答率の低かった「12月」とする団体が多い。これは、「有形固定資産の評価」が影響していると考えられる。章で述べたとおり、有形固定資産の評価を決算統計データの積み上げにより行っている団体が多い。そのため、決算統計が出来上がる7月末以降に財務書類を作成し始めるため、9月議会の公表は非常に困難となる。

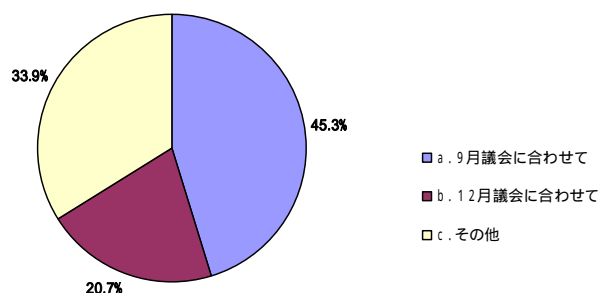
公表方法については、「ホームページに掲載」が最も多く68.4%、公表資料については「財務書類のみ」が最も多く39.8%となっている。財務書類の情報を理解する事は容易ではないが、「財務書類のみ」公表する事で、住民へのアカウントビリティを果たしていると言えるのであろうか。

また、監査については、「予定なし」とする団体が全体で50.9%と半数以上であった。企業においては、監査の実施が会社法で定められている。しかし、自治体の監査は現状では特に義務がないため、このような結果となっている。つまり、自治体の財政状況を表す財務書類を、監査を受けずに公表しているという事になる。

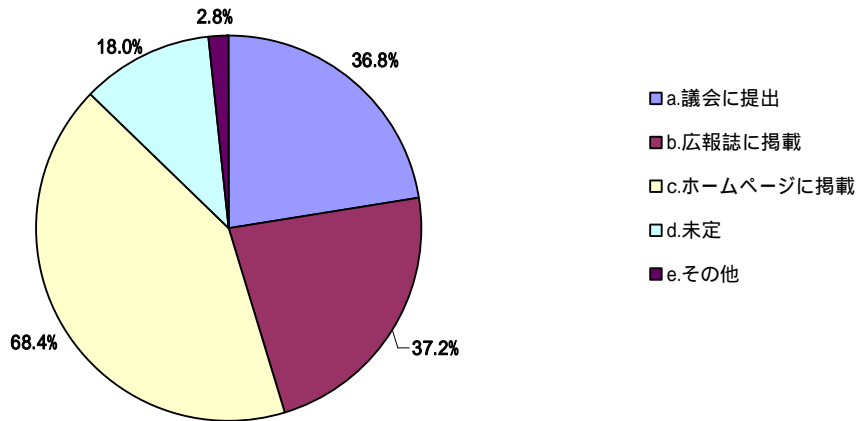
図表 -1. 公表時期について (今年度調査)



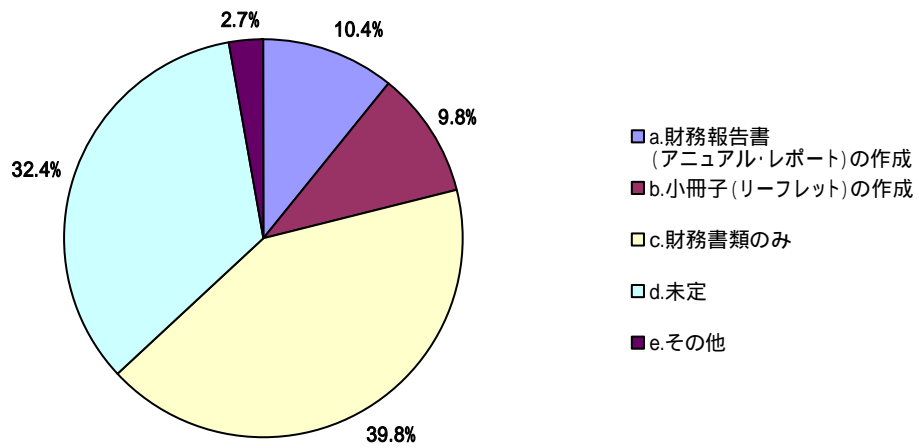
図表 -2. 公表時期について (昨年度調査)



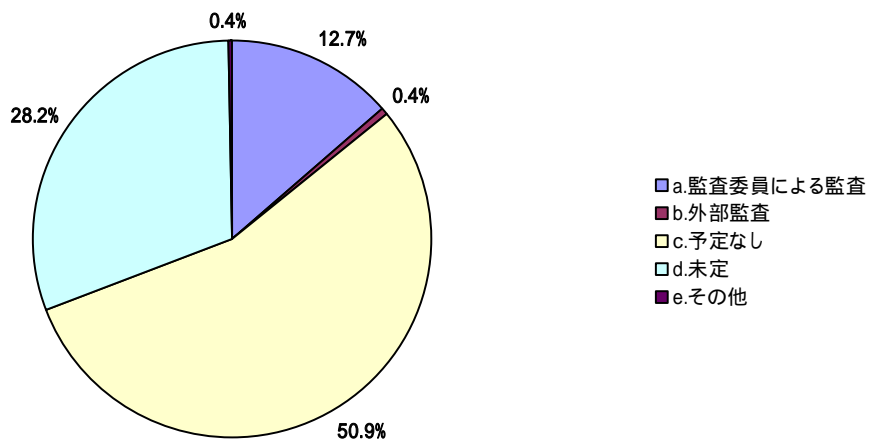
図表 -3 . 公表方法について



図表 -4 . 公表資料について



図表 -5 . 監査について

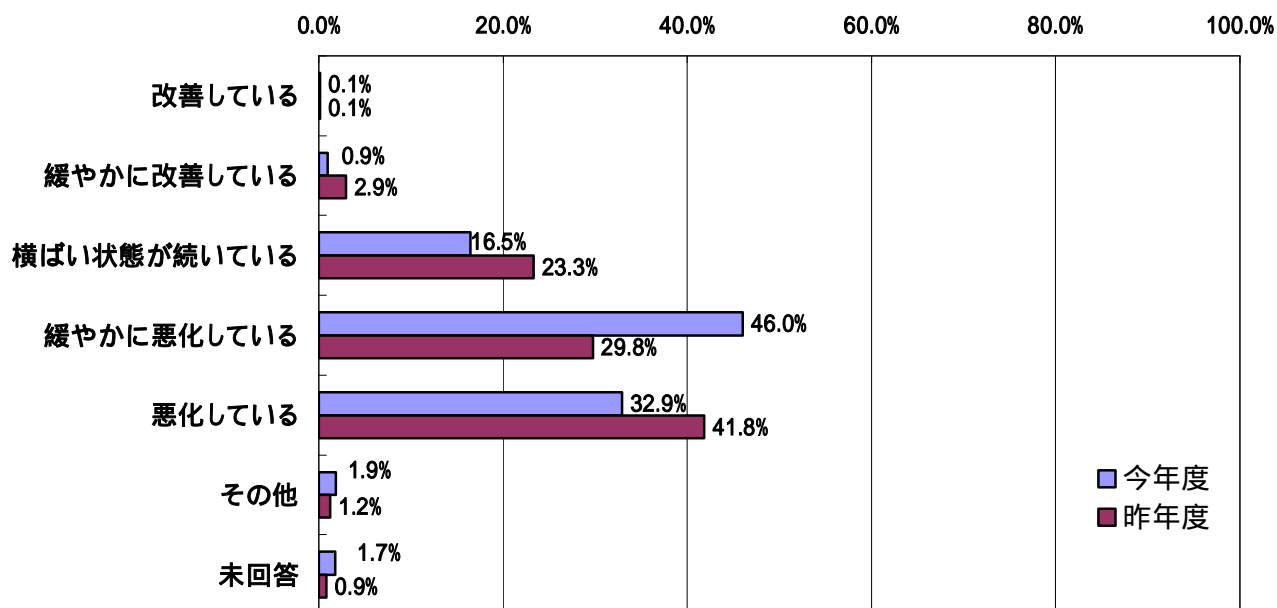


- ・現在の地方財政は「緩やかに悪化している」または「悪化している」と判断する団体が全体で71.6%となっており、特に「悪化している」と判断する団体が東海、近畿、関東の三大都市圏で多くなっている

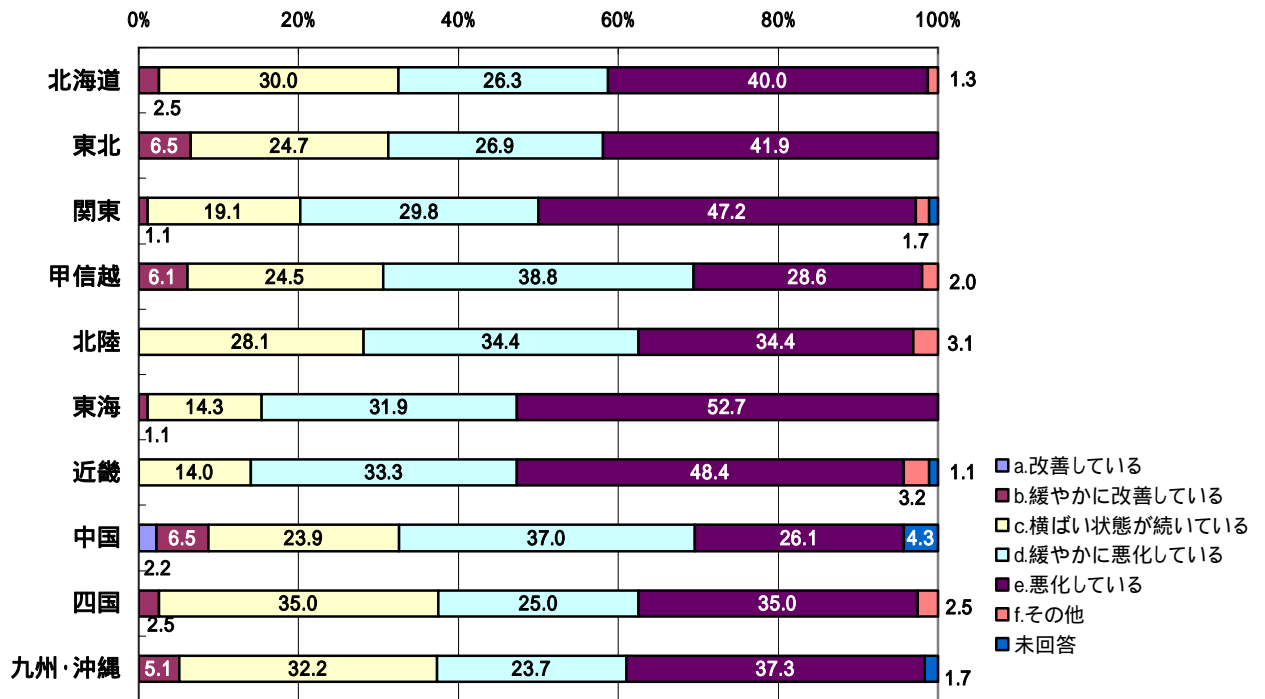
現在我が国の地方財政をどのように判断するかについて、「緩やかに悪化している」とする団体が全体の29.8%（昨年度46.0%）、「悪化している」とする団体が41.8%（昨年度32.9%）となった。昨年度と比較すると、「緩やかに悪化している」とする団体は16.2ポイント減少し、「悪化している」とする団体が8.9ポイント増加した。また、来年度の地方財政について、「緩やかに悪化する」または「悪化する」と判断する団体が60.4%となっており、昨年度と比較して16.7ポイントの減少となっている。

地域別に見ると、「悪化している」と判断する団体が、東海地方で最も多く52.7%となっており、近畿地方（48.4%）、関東地方（47.2%）と三大都市圏が上位となっている。来年度については、「悪化する」と判断する団体が東海地方で44.0%と最も多く、近畿地方（38.7%）、関東地方（32.0%）と続いており、現在の地方財政の判断と同様の地域が上位となった。民間企業の業績悪化、それに伴う雇用状況の悪化が地方財政にも影響を及ぼし、大企業が比較的多く立地し、人口も多い三大都市の財政状況の悪化につながっていると考えられる。

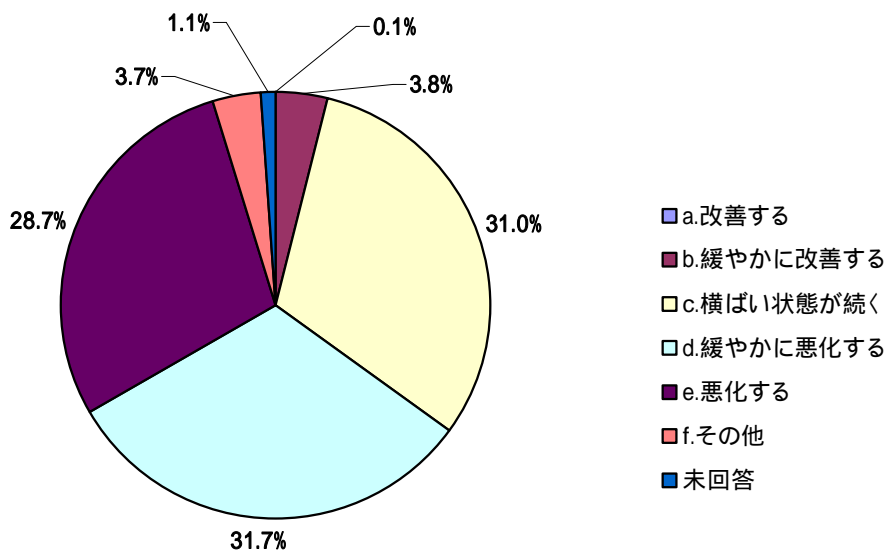
-1.現在の我が国の地方財政について（全体）



-2.現在の我が国の地方財政について（地域別）



-3.来年度の我が国の地方財政について

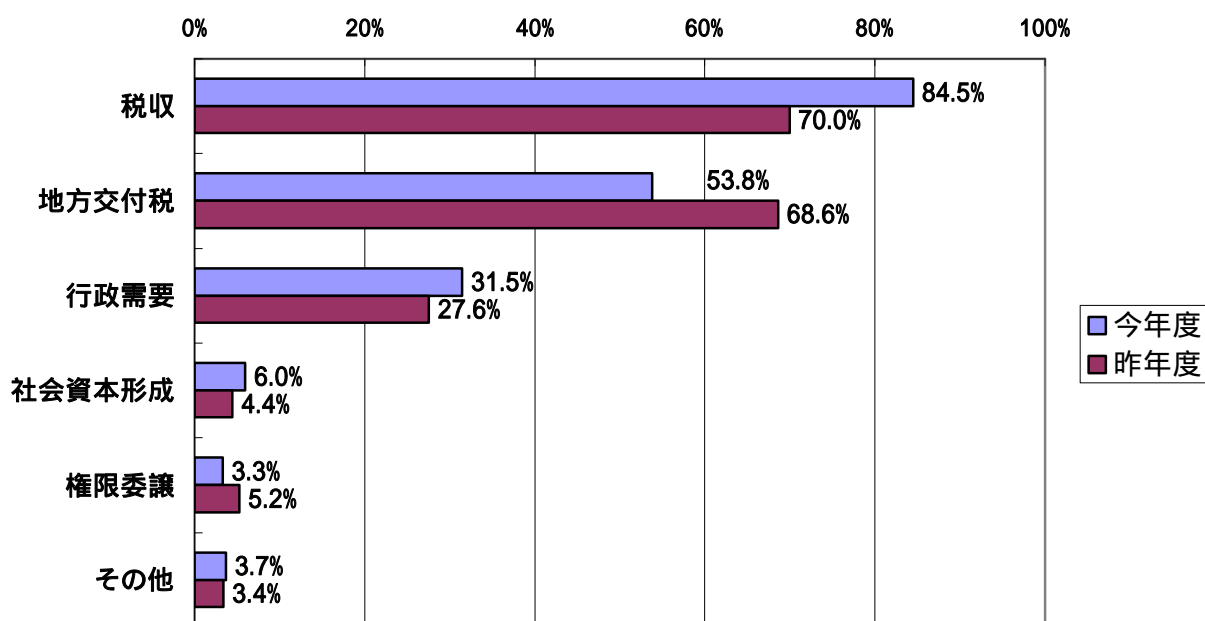


・財政状況に最も影響があるのは「**税金**」とする割合が全体で**84.5%**と
なっている。地域別でも、全ての地域において「**税金**」の割合が最も高く、
甲信越地方では**93.9%**、関東地方では**90.4%**となっている

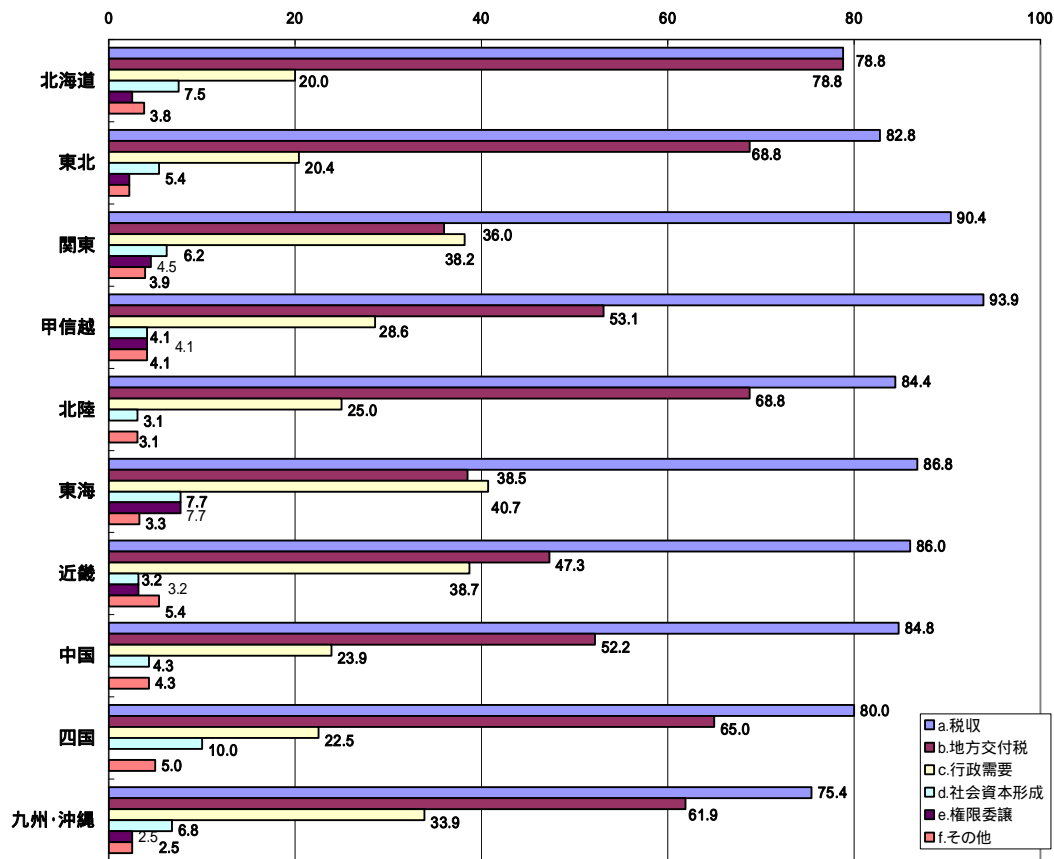
地方財政の状況に最も影響があるのは、「**税金**」が**84.5%**（昨年度**70.0%**）で、「**地方交付税**」の**53.8%**（昨年度**68.6%**）を大きく離している。昨年度は、「**税金**」と「**地方交付税**」の割合がほぼ同じであったが、景気悪化に伴う税金減少の影響が顕著に出る結果となった。

地域別に見ると、全ての地域において「**税金**」の割合が最も高くなっている。甲信越地方が**93.9%**で最も高く、関東地方（**90.4%**）、東海地方（**86.8%**）、近畿地方（**86.0%**）と続いている。全体で2番目に割合が高い「**地方交付税**」は、北海道で**78.8%**と最も高く、東北地方と北陸地方が**68.8%**、四国地方が**65.0%**となっている。都市圏では「**行政需要**」の割合が比較的高く、東海地方で**40.7%**（昨年度**41.7%**）、近畿地方で**38.7%**（昨年度**27.2%**）、関東地方で**38.2%**（昨年度**38.1%**）となっている。この傾向は昨年度より見られ、人口に比例して、生活保護、保育所や母子家庭への補助金等の社会福祉費の割合が高くなるためであると考えられる。

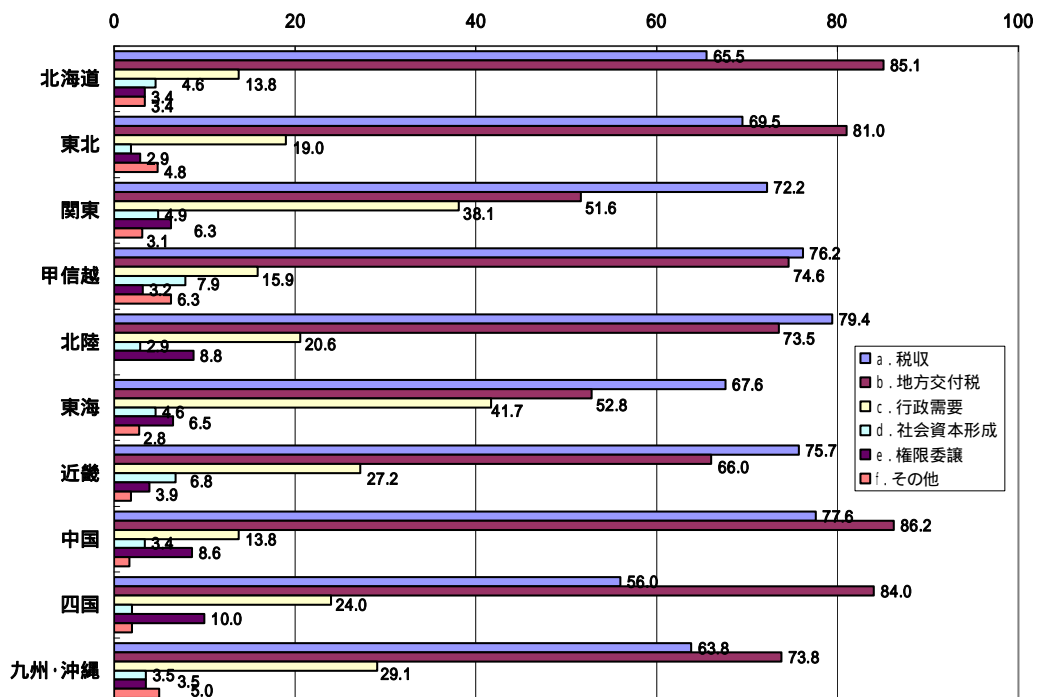
図表 -1. 地方財政に、最も影響があると考えられる根拠について（全体、二つまで回答）



図表 -2. 地方財政に、最も影響があると考えられる根拠について（地域別。二つまで回答）



図表 -3. 地方財政に、最も影響があると考えられる根拠について（地域別・昨年度。二つまで回答）



．今後の課題

現在、財務書類の作成モデルは複数存在する。総務省が示している総務省方式（「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（2000年3月及び2001年3月））、基準モデル、総務省方式改訂モデル（いずれも「新地方公会計制度実務研究会報告書」（2007年10月））の3モデルと、自治体で独自に作成する独自方式、東京都が示している東京都方式（「東京都会計基準」（2005年8月））である。述べるまでもないが、自治体の財政状況を表す書類の作成方式が複数存在するという事は、その活用の範囲は非常に狭まるという事につながる。

上記の作成方式の中で採用団体が最も多い「総務省方式改訂モデル」に焦点を絞っても、その活用方法は疑問である。まず、有形固定資産の評価方法である。これは、原則として再調達価額とされているが、容認として決算統計データの積み上げによる計上も示されている。次に、売却可能資産の範囲である。これについても原則と容認の規定が示されている。つまり、有形固定資産の評価、売却可能資産の範囲のいずれにおいても、自治体各々の判断に任されているのである。これでは、財務書類の活用方法の主な1つである、他団体との比較が困難となる。

さらに、今回の新公会計制度の目的の1つである資産負債管理についてである。章で述べているように、総務省方式改訂モデルを採用する団体のうち、有形固定資産評価を「決算統計データもしくはほとんど決算統計データ」で行う団体が、全体の約8割を占めている。資産負債管理にあたっては、固定資産台帳に基づき有形固定資産の把握を行うため、固定資産台帳の整備が必須となる。しかし、章でも述べたように、整備の完了時期については半数以上が「未定」という状況である。

財務書類は、その名の通り、その団体の財政状況を示すものであり、作成する事自体に意義があるのではなく、活用されてこそ初めて意味をなすものである。よって、その作成方法が複数存在するという現在の状況では、財務書類の活用は困難である。財務書類の作成方法が統一される事で、主な活用方法である他団体との比較が可能となり、社会資本の蓄積度、将来負担、行政サービスの効率性について、自団体の状況を把握する事ができるようになる。さらに、その指標をもとに、健全な財政運営に向けた中長期的な財政計画を立てる事が可能となる。

昨今、地方財政の状況は厳しくなっている。厳しい状況下でも、住民満足度の高い自治体にするため、財政基盤の強化を図ることが必要となる。そのためには、他団体との比較を含めた財政状況の把握が重要となり、その材料となる財務書類の作成方法統一は、喫緊の課題と考えられる。

【財団法人 日本生産性本部 自治体マネジメントセンター】

地方分権の推進、市町村合併の拡大、地方財政制度改革の進展、住民ニーズの多様化に対する対応など地方自治体を取りまく経営環境はかつてない大きな変化を迎えています。地方自治体には、こうした新しい環境に適応できる新しい行政システムの構築が必要とされています。そこで、さらに、自治体経営の質の向上を支援することにより、地方発の新しい日本を創造していくことをめざし、自治体マネジメントセンターを1999年8月に設置いたしました。当センターでは、経営の質を高めるための考え方と手法である「経営品質向上プログラム」を中心に、行政評価、財政分析、人材開発などの活動を展開しています。

自治体マネジメントセンターでは、1997年に神奈川県藤沢市をモデルに「決算統計に基づいた企業会計的分析手法 研究報告書」を公表して以来、これまで延べ約200団体のバランスシートや行政コスト計算書などの財務書類の作成・分析、事業コストの分析など企業会計的決算手法の導入を支援してきました。また、多くの団体でバランスシート等の作成そのものが目的化している現状を踏まえ、平成16年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行い具体的な活用方法を示しています。本調査では「安定性」「自立性」「柔軟性」「生産性」「資本蓄積度」「世代間公平性」の6つの視点を設定し、視点別の評価と総合評価をしています。今年で第4回目（平成21年7月7日発表）となり、主な調査結果は以下の通りです。

【総合評価】 平成18年度決算バランスシート・行政コスト計算書対象
道府県・・・1位 群馬県、2位 和歌山県、3位 栃木県
政令都市・・・1位 さいたま市、2位 静岡市、3位 横浜市
市区・・・1位 東京都港区、2位 愛知県刈谷市、3位 愛知県小牧市
町・・・1位 長野県軽井沢町、2位 愛知県三好町、3位 愛知県大口町
また、自治体に導入しているシステム（例：総合計画、実施計画、予算、行政評価）同士が機能していない実態に着目し、全体最適を目指す「トータル・システム診断」も行ってあります。